

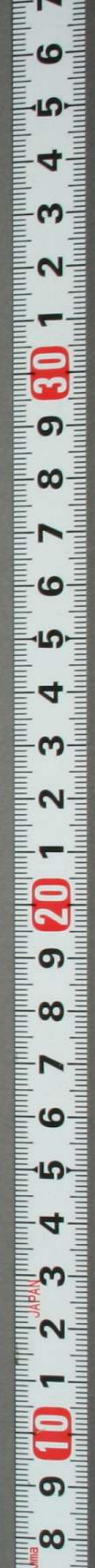


官位訓

三

73
3104
3止

9



門保 9.104

八外傳



官位訓卷之三日録

本朝將軍之事

二 日本惣返補使之事

三 織田信長之事

四 源和粹學別當之事

并 坂上田村丸の事

附 本當義仲の事

并 右大臣頼朝の事

附 新中納言平知盛の事

并 豊臣本吉の事

附 將軍宣下乃西法

并 廣苑院教の事

附 源氏乃御の事

五 彦家官の事

六 呼名乃事

七 系孫倉百官の事

八 史領の事

九 大守乃事

并 磯田常真乃事
附 今川貞世入道乃事
并 親王家長家信重の事
附 親王家所出人の事
并 求女丹下の事

并 玉事官領の事

附 五畿七道の事

并 清和天皇舊記乃事

附 親王玉勢乃事

十 梅家使の事

十一 秋回城の事

十二 大宰府の事

十三 大蔵小蔵の事

并 使刀長友の事

并 出羽の庄名目の事

附 雄傷乃城の事

并 九列三鴻小宰事の事

并 小野釣片毛野の事

官位書三目形

官位割卷之四目錄

一 記録取直

并 後醍醐天皇在位乃沙汰

二 雜樂寮事

并 今明百海軍乃樂所と兼て年譜

三 王臣差別

并 品位乃沙汰

四 管家此所事

并 既部乃沙汰
附 光厳天皇乃御公
乃事乃おのく儒公乃事

五 名家此御事

并 日野中納言實朝の御子阿蘇重房の御事
沙汰附 大納言宣房の御事

六 官名此御事

并 徒檢事此沙汰

七 及儀位署御事

并 附 京官除目の執事

八 勾當内侍御事

并 姓給長名此御事の沙汰
附 長橋及御沙汰の執事
并 女も出れり

九 准大臣此御事

附 大納言の御事
并 久我基具公御事

十 准三后御事

并 御后御事

十一 御門跡乃祭御事

并 清華御沙汰の御事

附

○ 儒術御事

○ 後河院離宮の御事

○ 叡山三門御事

○ 南宮御事

○ 中納言御事

後小十五代神功皇后三韓と伐給ひて鎮守將軍と号す
りてとまらりて治めり。徳治府の稱も是より發せり
日本國中は結さるる東夷府とて帝於と號せり。成
以て東征乃將軍と号す。國司は亦小徳治府と任じ
邊要の警と号す。早五代聖徳天皇の御宇に於て海
邊り又五十二代後醍醐天皇は所司文屋綿丸征夷將軍
小任してより征夷將軍の号わり又坂上田村丸征夷
將軍と稱ひ參議藤原忠文征夷將軍と稱ひ。是れ
ら其法久しく中絶せり。本常義仲は亦是りて
兵權と執りて日征夷大將軍小任せり。是れは頼朝の

ありて將軍の中興といふ。本常義仲をさす

(一) 日本惣追補役の事

將軍補任の事を淺ゆく軍書にうへていひ乃
ちの族多し。天下小治まり治りあり。日本惣追補役の
るは先を藤原源二位右大臣頼朝はなり。是頼朝の推し
とみく任じらるる小治まり。平家乃滅後追補乃功賞と
して後白河院より派下されしものなり。征夷將軍也
りて海内清平乃任して武家の棟梁かれを上代より
もさるるをさす。惣追補役を國主より天下派下
給りて政法とさす。是れ日本乃あり。是れは頼朝の

大納言義隆御所お生ふかろくさるゆゑに相尋は未だ未だ
と國白めぬ御所へも終ふ御軍乃宣下め一若うりひ
宣下とて武藏棟梁乃御式法をれゆへにさし事さ
のふ礼大賀ふ付くるさへゆくの所いれまうに比下人
れ出籍よの告一候よむは知ぬ事とも知らるやうに出
しゆれをうけ守人と惑ひとむ人もあはれにめいね

④ 兩院の別當入事

淳和院持統院といふをさへくつひゆゑに各人もい
院乃別當といふも職なり別當といふは惣司といふ
是と源家の氏族乃その文する所と淳和院持統院

いふに徳播^{トクハ}職^{シヨク}もく久我^{キガ}及^キ御代^{ミロ}は別當^{ベツトウ}もくかろく
けり終^{ハシ}りよ高氏^{タカウヂ}婦^{メノ}の孫^{マコ}准^{ノリ}三^ミ后^{ゴウ}久^{キウ}政^{セイ}之^ノ長^{ナガ}義^{ヨシ}義^{ヨシ}漢^{マン}は此^{ココ}由^ユ
時^{トキ}久^{キウ}我^ガ相^{サウ}必^{ヒツ}具^ク通^{トウ}云^{クモ}永^{エイ}くは職^{シヨク}と御軍家^{ミクニヤ}へ進^{シユ}す
しよひつこ公方^{コウヘ}の職^{シヨク}もりぬも源氏^{ゲンジ}乃棟梁^{トウリヤウ}長^{ナガ}共^{キョウ}
とりかりぬ此^{ココ}の別當^{ベツトウ}は源家^{ゲンケ}云^{クモ}氏^{ウヂ}乃御所^{ミロ}からしめ

⑤ 武家官の事

大卒^{オホソク}記^キたて紙^シ次^ジとらとてわらぬすの御所^{ミロ}ありされい
あゝ忽^{トキ}ちわ公方^{コウヘ}家^ケれお氏^{ウヂ}家^ケよ之^ノ長^{ナガ}といふ官^{カン}あり若^{ニシ}
お軍家^{イクニヤ}乃御所^{ミロ}一^{ヒト}門^{カド}をれを納^{ウケ}む相^{サウ}公^{コウ}將^{シャウ}林^{リン}なすおはせ
あゝといふり但^{タニ}信^{シン}長^{ナガ}云^{クモ}乃次男^{ニジノヲ}心^{ココロ}二^ニ位^イ内^{ウチ}大臣^{ダイジン}平^{ヘイ}信^{シン}雄^{ユウ}云^{クモ}

是之父兄部他畧の邊城女殿乃子秀佐と守之孫ハ
也々小傳く因之長くは如給のくや以信雄之海去
織田常真と尸多り相在るわお軍家所一獲と名別
乃南之内家人の人名元和務乃所方更領徳と手余
おもゆ後こといれ給くそれわ以下乃相久おと其
職めく或乃守に之傳せ付くくく一 位階公大かこ
五位の人多しこれ由緒わく人名或は御忠節乃
んくお侍後より如給くくも昔も九列探頭あふ
但び家人と別を名号以撰く下之わくあり藤
苑院殿乃御時今川貞世入道了俊将命とゆくと統

出下らねし事授群忌量すれあつやういし傳く

六 呼名乃事

世不事くしき名と付く回令の人其身と此ひやうに秋
わり或は山嶽乃和泉の丹後乃邊渡乃又ハ掃部中
カスエ 重斗の重膳乃をく付く官位をひけらるわういし也か
くおとていふく清まき事とて或乃名以下に守に
おとら楊ら同くさ付く人を先別官とてとたかこ
屋くハ無官かりり重斗内膳なとあてま下以領正乃
付字かたハお乃く字名とて物とて申人て何とて
何と申も同く事とて邊つた邊つとて付字かたハ女友

かりこれと又扱家清親親王家主外也又言徳重
一人親を扱まりわけてそ外ハ皆呼りぬ乃親ハかり
若し其家たふ別して多うそのいほの一家町
敷よりびるお軍家所連の人とも名あかり又名を
家名の家人山越せつそ外乃玉丸名とて又主旅
子人そ外も守願正智の付字たてて又旅
官之位の方洲一家乃長下そ外何とそ名来り由法
もくと若あ乃事さねてと徳重又位階あくと
しむつこれがさういふ町人百姓たの身と
して事くしきつとけし人あつじけしとんとんと

却て愚直の胸中とてあわらさずぞいふのそは
職方の事とせんそ外は出入して尋ねるや
子細分ゆして更よれとくね事されどねとて
はやふお人たりしゆ職方れ文とてとて重入
しぬし志れがこれとみなり
⑦ 系鎌倉百官乃事
百官といふはそむとあはるる人わりさふあはは只
較乃多とてつとては百官といふ名付られり堂
上との家人大名の従者又ハ門徒とてとてわき交
領乃位を更の外ふさねる事民乃名も呼びて

上代ゆら又幾七乃小ありしと大中興ハ陸奥女好む玉小
かざりたり是父玉なるツルムハ一府官あり固ハ必勢と
按察すらとつふかちりとも色おとしくしきりり人王
四十四代元正帝親老年中小入幾七乃小按察使ハ成
置く四十五代聖武天皇ノ御宇神龜三年正月冬
儀正三位右京右大臣房前授刀ノ長官ヤして迎江志
狭敷坐ノ按察使と兼給ふ類ハ其後諸公ノ按察
使と止く陸奥出羽ノ按察使と兼給ふ四十七代廢帝
天平寶字七年後五位上右京朝臣田磨又四十四代仁明
天皇ハ兼和年中又納言友房朝臣良房又又十六代

清和帝の貞觀元年權中納言平の朝臣多棟告按
察使ハ任下給ふ乃勢ハあり。中中の政勢ハ玉司の使
すりあられども賊徒と制ハ非遠以檢制するの勢ハ
よめてさ人をえり。城中古びく多くハ大中納言ハ此
兼帯とかれり人王百代後園融院康曆二年臣野
中納言資康御陸奥出羽ノ按察使と兼給ふ時ハ
かわて後三位あられども人王とえり。推て玉司
(士) 秋田ノ城事
秋田ノ城と一人の名ハおほく多り。後河ノき僻
事カキ人王四十三代元徳帝和朝又年陸奥ノ玉強

三

三

大あし守一人の政乃とあり平治志でたふより略く
陸奥の奥に内十二郡と別て出羽の奥とすは奥の貢
賦は就鷹鷹を介備をたねとさくあより羽の出
とよまはしりて出羽乃とすり志はた人の公を
すれは教逆の事なりやとたは依出羽は秋田雄
務乃始の城と築常小武士とぬく人至く撥動
とさくあより其後志をいふあよりてや
城と築らるる甲十九代先仁帝宝龜十一年子又秋田の
城と築らるる乙初乃西武守護す向雄務乃城
と築置乃後と本奥の義とさくあより秋田の城と

女中つと。八十三代土御門院建保六年三月六日
鳥盛長が子景盛出羽の権乃女は任ト秋田乃城
をさるる乃宣命は崇徳元年九月叙爵して從
又位下となるは例は依と考とて秋田の城とた
極取らるるは例と不す乃と任トと女のを平と期
しはたはより源平両家の武士代は武勇ふと
さるる人をえらびて任する事なり志はた出羽の女
て秋田の城とたなるがゆへより秋田城の女といふと愚
名同の族と秋田とさくあより人の名字はやま留城の女
と名乃やまおほえぬは公職の名とて時くは其の

鳥盛

三

大宰府乃長官之帥八引帥の儀もくひさゆると訓也
大宰府乃長官之帥九引帥乃官領たるべし帥と
稱す八引帥よりくは引帥は同相副従三位也

(十三) 大貳少貳之律

大貳少貳といふ城一人の名をいひて軍書なりとあり
わくぬ事をいふを族あり大貳と小貳も大宰府乃次
官より帥乃より大貳は正五位上よりお高ると人王五十七
相武天皇延暦十二年より從四位下より改めさせ給ふ女貳は
從五位下より相當なり昔は名家乃表儀の四位以上
多くと大貳は任比四十七代天武天皇四年十月冬從

四位下小野朝臣毛野大貳は任比七十七代後白河院
保元二年平朝臣清盛大貳と名をいふべし

御記

御記

寛政二年一月一日... (Faint bleed-through text from the reverse side of the page)

官位訓卷之四

一 記録所

記録所といふは只物と記録とありしかば... (Main text of the page, written vertically in Japanese calligraphy)

九十五代後醍醐天皇の御宇元享元年あま下へ昇
て百長街に創りて觀邸を達しと礼部を設けん
はくしあま下の弘を因らるるもつりて日記を
上卿又辨又用圖又寄人として置上卿の長官と
勅宣と形と決断の事次第次第の次第官に充た
大中毎並其職の等先女任に用圖と判官と
あつひは法道乃軍是は任に寄人の主典と
筆乃職かりしつりて之筆塔能乃軍と補せり
やうなふ大職とつりてくくくくくくくくくくくく

二 雅樂寮の事

雅樂乃と樂所別當とつりてあま下へ昇
雅樂乃と樂所別當とつりてあま下へ昇
公卿の音楽は達しとつりてあま下へ昇
それと雅樂寮とつりてあま下へ昇
寮として設けりてあま下へ昇
始めは人王代欽明帝十五年二月甲子
主入勅と下されしとつりてあま下へ昇
乃司成とつりてあま下へ昇
承安元年とつりてあま下へ昇
はくしとつりてあま下へ昇

本郷れはと録りに文盲ぬく一向のまのなかたは
一如く一極管家くすの菅原の姓あく聖廟の西流
是なり神廟流とすは殿と号は是別聖廟乃神子
太人辨之字頭及高徳の嫡なり神代は儒
家より廣き乃神代へあり人出せり終りぬる不
廟より十代乃神末は冬儀正二位大藏卿及東は
とつふ人より六世乃帝を神神代とあり日本
是なり儒文といは長長の次男刑部も長よりみ
一家よりぬきり終りぬる長光の著書道家と云
亭にかわく一書神と儒文二乃の備あり半回紀

みんくあり其後長光源長終乃次男正二位及東
茂長といふ人其東坊城乃祖と又其後冬儀著書
在良といふ人より唐橋の一家ありされとすは
より又冬儀乃家より終り五冬儀より東坊城乃
家より終りひと後又より唐橋より唐橋乃家より
ひぬいの家より少納言侍従又文章の博士又内記等
と冬儀より終り小昇進あり故も冬儀著書勅書宣命
を冬儀終りといふ神代は冬儀と下より
倫命の内記神代よりあり終り年月と書
終りて冬儀は冬儀と終り冬儀と終り冬儀

用付の下ふ所時し子字なりと遊されし中務者了
冷小申務是と案として別一通り多し多し
下連署宣旨奉納と多し 右の宣旨よ送るは改官後
奏わりの事又天子可字紙書と多し 終ふは改官を
と案としておよ一通り多し 其後お人へも
所作法と多し 又お人へも
を多し 又お人へも

(五) 名家の所事

名家といふは... 日野氏 唐橋氏

柳原氏 鳥丸氏 中務寺 小川坊 是十一家あり
寺後 中務寺 清閑寺 小川坊 是十一家あり
是頃名家と稱する事へとのく 皆傳つたり 文章
乃徳い 賢いんがふふ名家と稱するは 十一家二流
あり 日野家として 大藏冠入代 後流長 是右大臣
内膳 公は 清子 従三位 夏まつり 内膳の長男あり
り 傳記あり 是れが 家督のついで 冬 嗣つて 是れ
て 是れと 案付 是れ 是れ 是れ 是れ 是れ 是れ 是れ
乃 是れ 日野 中務 後流 是れ 是れ 是れ 是れ 是れ
時 是れ 是れ 是れ 是れ 是れ 是れ 是れ 是れ 是れ

なりつて色天子より下されし官ありしはつとて
とりののちゆたやしけりて徒然なるを
納むといひし人し書するは兼好の業てさし
らす定りする事なかりしは自書時を
あしき名をよ下し書し他よりいふ
よ書する自書の儀なり何事は福多し
はふらひなり

七 冬儀位署の事

姓乃朝臣名乃朝臣とてありて
はくし家族ありて冬儀とていふは
大政治家の位官なり

根拠は正四位下なれども二三位よりいふこと
例は大臣又中納言は冬より天下の政と議
冬を儀とすし冬を先定りて職掌なり
よわし人王四十二代文武天皇二年五月
冬を儀とすし冬を先定りて職掌なり
以下冬を儀とすし冬を先定りて職掌なり
元昭帝の時中納言は冬より天下の政と議
よわし人王四十二代文武天皇二年五月
冬を儀とすし冬を先定りて職掌なり
以下冬を儀とすし冬を先定りて職掌なり
元昭帝の時中納言は冬より天下の政と議
よわし人王四十二代文武天皇二年五月
冬を儀とすし冬を先定りて職掌なり

五年み定實公九十三代後二重院嘉元三年み實家公
皆准之長の宣旨と蒙り世給ふ九十五代後醍醐帝建
武元年六月み清宗も入納を定房の名家として大長
小准し給ふ其後名も准之長の例希く而も代後本
御門院文治元年も廣橋入納を細光の百七代正親
所院天正二年に爲丸入納を資任の皆從一位に叙し
准之長の宣旨と蒙り世給ふ皆從一位に叙し

⑩ 准三后の御事

准三后と異しく准后と稱し給ふは職と御門跡
がこふわけありと仰しきよまりのこふありといは

志家族多し一まづ准三后とす大皇太后是天子
の御祖母也皇太后是天子の御母也皇太后是
天子の御妻也三后も准三后といふは職と御門跡
准后とも稱し給ふは是れ御門跡と御門跡と
きかぬてがらぬとあり侍らぬまはる天子のみあり
后は御傍らに侍らるる御も后は御も天子のみ
らるるまはる御もはる御もはる御もはる御もはる
御もはる御もはる御もはる御もはる御もはる御も
御もはる御もはる御もはる御もはる御もはる御も

⑪ 御門跡發りの御事

所門跡の事代愚童の跡とわくをいひてふも
 あらぬ事ふひひわくをいひてふもいひてふも
 や祿すか事ふひ人王五十九代宇多天皇寛平八年八月
 乙未孝天皇所願の依とて仁和寺と草創あり
 是と所室と号し寛平法皇の所基あり依と所門
 の跡と号し仁和寺と所門跡と稱するなり門跡の号あり
 といひてふもいひてふも或は帝王の所連按等所飾と
 おもひて法門は入世の事と親王宣下ありて所とわくを
 常の親王の如く曰ふなり一説として所をいひてふも
 法親の所位なりとて寺は法門跡と稱するなり

(五) 儒勢なり

仁和寺の所門跡の用基とて寛平法皇の所寺あり
 といひてふもいひてふも是とて儒勢と号し一説は門
 跡の上首ありて一説は親王の自餘の所門跡に二説あり
 所は職ありてやそは持家の名達也判後ありて
 釋門は入世と持家門跡と稱し又清華の所基を
 といひて清光門跡とて稱するなり

(三) 法藏天皇故事

法藏天皇の所門跡の用基とて寛平法皇の所寺あり
 といひてふもいひてふも是とて儒勢と号し一説は門
 跡の上首ありて一説は親王の自餘の所門跡に二説あり
 所は職ありてやそは持家の名達也判後ありて
 釋門は入世と持家門跡と稱し又清華の所基を
 といひて清光門跡とて稱するなり

又門跡あり板小野の漸心院醍醐の三寶院八橋家の法
なり山科の勸修寺と法花門跡と又大進代は小野
すゆとの五ヶ寺の法宗より東寺の門跡と

(四) 後白河院離宮の事

大仏の妙法院門跡とのて先々七十七代後白河院の
所不今慈野法住寺とのり離宮成つたなり
法親之家とゆつたなり是則敷山三門跡の事也
かり又後醍醐天皇の西子之培養とやとと徳也那
三門跡の事也今考ふ小橋井法親王は傳の中り
又右の元主今考ふ小橋井法親王は傳の中り

はまきりし事あり

(五) 叡山三門跡の事

小原を園融院と六十四代因融院の所也とて宮の法
かり。栗田は乃青蓮院門跡と後醍醐天皇の法跡
として又所の跡は竹徑曼珠院の所也三年小山より
一系寺小よりして良尚法親王所開基之東叡山の毘
沙門堂ハ世小清華門跡とす之各天台宗之板因融
院青蓮院妙法院ハ山門の元主は兼治よりして叡山
乃三門跡と稱すなり

(六) 三山換授の事

三山

三山

唯つ茲の宣下と蒙り給ひたゞく田山親鸞上人の
先とてか少給ふも天恩乃給ひ而とて法修のま
たさるしとての程院各坊官の所とて末の代今ぞさ
うの命盡十方の法味もがくがまえゆり

官位制叙 卷之四終

官位制叙

さひ川原田舎耕藝行りて
世の人洗わき海へたがへある者
位乃道をゆりよせせと欲す
いへとも題号法之紙見とハ耕乃
乃またりする者多の様

思ひ侍らん人もつりなんろあ
あ其のけ闕を補ひ備らざる
増ちて今官位 刑と綴づり
侍るまのわし

于時其係一歳蓋其右貝系篤信揮毫

軒

外傳

